

## 2021年8月

# 中小企業支援法の細則を定める政令第80/2021/ND-CP 号

2021年8月26日、ベトナム政府は、中小企業支援法の細則を定める政令第80/2021/ND-CP号(80号政令)を公布した。80号政令は同年10月15日から施行され、これにより、中小企業支援法の細則を定める政令第39/2018/ND-CP号(39号政令)が失効した。以下、本稿では80号政令の主要な内容を紹介する。

# 1. 中小企業向けのコンサルティング支援

39 号政令は、零細企業・小規模企業、中規模企業がコンサルティング支援を受けることができ、零細企業については全額(ただし、上限年間 300 万ドン)、小規模企業については契約金額の 30%(ただし、上限年間 500 万ドン)、中規模企業については契約金額の 10%(ただし、上限年間 1000 万ドン)の支援を受けられると規定している<sup>1</sup>。

80 号政令では、零細企業については全額(ただし、上限年間 5000 万ドン)、小規模企業については契約金額の 50%(ただし、上限年間 1 億ドン)、中規模企業については契約金額の 30%(ただし、上限年間 1 億 5000 万ドン)に引き上げた $^2$ 。

また、80 号政令は、女性が所有し、もしくは多くの女性労働者を雇用する企業、または、社会企業である零細企業について、全額(ただし、上限年間 7000 万ドン)の支援を受けられると新たに規定した<sup>3</sup>。 さらに、39 号政令では、中小企業がコンサルティング支援サービスを受けるためには、中小企業支援の管轄機関に書類を提出し、当該書類に従って、管轄機関が支援の可否を検討することとされていた<sup>4</sup>が、80 号政令ではこれらの規定が削除された。

#### 2. 登録免許税の免除5

80 号政令は、経営形態が経営世帯から中小企業に転換された場合は、企業登録証明書を初めて発給された日から3年間、登録免許税が免除され、税務局から税務に関するアドバイスを無料で受けることができると規定した。

## 3. クリエイティブスタートアップ中小企業

**Disclaimer**: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.

<sup>1 39</sup> 号政令第 13 条第 3 項

<sup>280</sup>号政令第13条第2項

<sup>3 80</sup> 号政令第 13 条第 2 項第 a 号

<sup>4 39</sup> 号政令第 13 条第 2 項

<sup>5 80</sup> 号政令第 18 条



39 号政令ではクリエイティブスタートアップ中小企業の概念を規定していないが、80 号政令は以下のいずれかに該当する中小企業と規定した。

- (ア) 発明、実用新案、工業意匠、半導体集積回路の回路配置コンピュータソフトウェア、携帯電話アプリ、クラウド、新種の家畜・水産品・植物に関する製品の生産・取引。
- (イ) パイロット生産プロジェクト、サンプル製品および完成技術から生成された製品の生産・取引。 科学技術賞に関する法令に従い国内および国際的なクリエイティブスタートアップ競技・大会で受賞した 製品の生産・取引。
- (ウ) 市場シェア要因、製品開発能力、製品・サービス・事業競争力の分析に基づき、2年連続して企業の収益を少なくとも20%増加させることができる新たな技術ソリューションまたは事業モデルを有している。

また、39 号政令は、クリエイティブスタートアップ中小企業が▽技術施設、コワーキングスペースの利用の支援、▽知的財産に関するコンサルティング、活用、開発の支援、▽標準、技術規制、測定および品質に関する手順の実施の支援を受けることができると規定している<sup>7</sup>。80 号政令ではさらに、▽技術支援、▽教育、専門的トレーニングの支援、▽情報通信、貿易促進、クリエイティブスタートアップネットワーキングの支援を受けられると規定した<sup>8</sup>。

ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/ Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ ハノイオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/ Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826 Email: hanoi@tmi.gr.jp

6 80 号政令第 20 条

<u>Disclaimer</u>: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.

<sup>7 39</sup> 号政令第 21 条

<sup>880</sup>号政令第22条第4項、第5項、第6項